

高圧トランス・コンデンサ等の処理推進策の基本的な方向性について

この推進策は、本検討委員会の議論を踏まえ、処理推進策として有効と考えられる施策についてとりまとめたものである。個別対策については、関係者の理解を得ながら導入を図る必要がある。

高圧トランス・コンデンサ等の処理推進に当たっては、PCB特措法に定めるところにより、保管事業者は法律に基づく期限内に処理しなければならないこととなっている。

国はJESCOを活用し、拠点的広域処理施設の整備を行い、都道府県等と協力して広域的な処理体制の確保を図ること、また、都道府県等は保管事業者に対する指導の方針及び拠点的広域処理施設への計画的な搬入の方針について処理計画に定め、保管事業者及び収集運搬業者に対する指導に努めること等が基本計画で定められているところである。

今後は、この各主体の責務と役割を踏まえつつ、特に保管事業者とJESCOとの協力を強化しつつ、収集運搬業者、国、地方自治体等の関係者が更に積極的に協力することが必要である。

このことを前提に、JESCOを中心として今後取り組むべきことについて整理すると次のようになる。

(基本的な考え方)

処理を促進し、可能な限り早期に処理を終わらせることが強く求められるが、そのために環境・安全対策をないがしろにすることがあってはならない。

環境・安全対策については、従前より最大限取り組んでいるところであるが、操業を行うためには地域の理解が不可欠であり、JESCOは、今後も安全の確保を大原則として操業を行うことが必要である。

JESCOにおいて、律速工程の改善や施設改造など処理を促進するための対策を可能な限り実施する。

施設立地自治体の理解を前提に、従来の枠組みを超えて、JESCO5事業所の処理施設を最大限活用し、事業所連携により処理の効率化を進めることが有効である。

無害化処理認定施設は、JESCO操業開始時には存在しなかったが、平成22年から微量PCB汚染廃電気機器等の処理で実績を積んでおり、環境省における焼却実証試験を踏まえつつ、その活用を検討する。

これまで処理が順調に進んでおらず、現在課題となっている漏えい機器・超大型機器等を処理するための対策についても、関係者が協力して取組を進め

る。トランスの一部については、保管現場での抜油等とJ E S C O施設との連携による処理の推進を検討する。

1 J E S C Oにおける操業の改善、施設改造等

(1) 処理における律速工程の改善、効率化

処理律速工程の改善について、外部の知見や経験を活用しつつ、今後も不断の努力を続けることが必要である。

また、J E S C Oにおける処理技術の改良のための調査検討を一層進めることが必要である。その際、従業員の作業性向上にも配慮しながら検討を進めることが重要である。

(2) 処理施設の改造

定期点検時(約1ヶ月間)等を実施できるような小規模なものについては、従来から取り組んできたところであるが、今後も、その効果を見極めつつ、積極的に改造を行うことを検討する。

中規模・大規模な改造については、改造をしている間、処理が滞ることに留意し、その効果が十分大きいと考えられる場合に実施を検討する。

(3) その他

(従業員モチベーション向上)

従業員のモチベーションを向上することは、确实、迅速な作業を行う上で重要である。また、これは定着率の向上にもつながる。

従来より従業員の安全確保には万全を期しているところであるが、モチベーションを上げる観点からも引き続き重視していくことが必要である。その際、従業員の安全を確保することは、周辺の安全対策にも資するものであるとの認識をもって行うことが重要である。

また、P C B処理という我が国の廃棄物処理分野における極めて大きな課題を解消するための職責を担っているという自負心や、世界でもトップレベルの安全対策を敷いている施設で働いていることの理解も重要である。その際、経営陣と従業員のコミュニケーションの向上を図ることも重要である。

(トラブル・事故対策)

トラブル・漏えい事故等の対策については、引き続き、ヒヤリハット等の情報の収集活用、作業員の教育訓練等により未然防止に努めるとともに、情報共有を徹底し、地域への説明を十分行うことが必要である。

(保管事業者とのコミュニケーションの改善)

J E S C O は、契約の仕組み、処理の状況、処理困難物の問題等について、保管事業者の理解を得られるよう、丁寧な説明に努める必要がある。

(災害対策)

地震等の災害対策のため、緊急時に対応できるハード・ソフトの体制を整備してきたところであるが、大津波等特別事態による影響等も検討し、災害への備えを十分図ることが必要である。

2 全国的な視点に立った 5 事業所施設の有効利用

現在まで、各事業所ごとに処理するエリアを決めて、そのエリア内で処理を行ってきた。

しかしながら、ある事業所では処理に困難な条件があり処理スピードが上がらない一方、他の事業所では円滑に処理することが可能な機器が存在するため、処理に困難な条件がある機器については、関係者の理解と協力を得て、円滑に処理する能力のある別の事業所も活用して処理することを検討する。

二次廃棄物の処理についても、各事業所の処理能力を活用して処理することを検討する。(北九州事業所、大阪事業所の真空加熱分離 (V T R) 処理に伴う粉末廃活性炭等)

別の事業所で処理する場合には、受け入れ先の事業所の処理に大きな影響を与えないようにすることに留意する。

3 二次廃棄物処理の無害化処理認定施設の活用

活性炭、防護服等の二次廃棄物については、既に相当量が発生し、事業所内で保管している状況である。これらを既存の施設で処理すると、本来処理すべき高圧トランス・コンデンサ等の処理が停滞してしまう。J E S C O の処理施設は、高濃度の P C B 廃棄物を優先して処理するようにしていくことが必要である。

二次廃棄物のうち低濃度のものについては、環境省が行っている実証試験の結果を踏まえつつ、無害化処理認定施設において処理することを検討する。

4 内部構成部材（紙、木等）処理の無害化処理認定施設の活用

含浸物は、一定の濃度まで洗浄すると、それ以上の濃度低減に極めて長時間・多大な労力を要し、処理のペース低下要因になっているため、一定濃度まで洗浄した後は、無害化処理認定施設において処理することを検討する。

さらに、トランスのコアなどに含まれる非含浸物についても、一定濃度まで洗浄した後は同様に処理することを検討する。

ただし、無害化処理認定施設で処理する対象範囲については、環境省が行っている実証試験の結果を踏まえ検討する。

5 機器の搬入等

保管事業者は、自治体、JESCO等との連絡調整を踏まえて、安全・確実な機器の搬出を確実に進める。

JESCO施設においては、処理ラインごとに機器が均等に搬入されない場合、稼働しないラインが生じてしまい、施設の効率的な稼働ができなくなる。このため、保管事業者は、処理ラインごとバランスよく機器が搬入されるよう、JESCOと協力し、計画的な搬入に取り組む。

また、廃棄物処理施設における廃棄物の保管量や処理期間（マニフェストの写しの送付を受ける期間）の規定については、PCBが集積することのリスクや、地域の実情を踏まえつつ、引き続き、慎重に検討を進める。

漏えい機器・超大型機器等については、議題（3）での議論を踏まえた対策を推進する。